

福祉・介護職員等特定処遇改善加算に係る情報公開(見える化要件)

令和2年4月より、当法人におきましても福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定を行っております。当該加算を算定するにあたり、

- A 現行の介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までを取得していること。
- B 福祉・介護職員処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っていること。
- C 福祉・介護職員処遇改善加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っていること

という3つの要件を満たしている必要があります。

Cの「見える化」要件とは、自法人のホームページを活用して、新加算の取得状況、賃金改善以外の処遇改善に関する具体的な取組内容を公表していることです。

以上の要件に基づき、当法人における処遇改善に関する具体的な取り組み（賃金以外）につきまして、以下の通り公表いたします。

	職場環境要件の内容	当法人の取り組み
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	働きながら介護福祉士等の資格取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い支援技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引研修、強度行動障害支援者養成研修、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講等	職員の資格取得、研修受講を積極的に推奨し、その受験料や研修費等の補助を行い、国家資格においては取得時に報奨金を用意すると共に資格に応じた手当を支給している。これらによって職員が資格取得、研修や講習を受けやすい環境を整えている。
様々な働き方	業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実	職員相談窓口を設置すると共に福利厚生として加入保険の付帯サービス（メンタルケアカウンセリングサービス等）を利用できるように体制を整えている。
業務改善の取組	業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減	業務のマニュアルを作成し、記録に関してICT化を行い手書き記録を減らし作業負担を軽減している。
やりがい・働きの構成	ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉・介護職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善	毎日利用者の利用時間後に常勤・非常勤スタッフが相互にコミュニケーションのとれる時間を取り、隔月のミーティングにおいて全職員の情報共有を行っている。